

国立研究開発法人情報通信研究機構の監事（常勤）となるべき者の選任理由

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、情報通信分野における国の唯一の研究機関として、情報通信分野の基礎研究及び応用に資する研究開発、情報通信事業の支援等の業務を行う法人である。

当該機構にあって、監事のポストには、独立行政法人通則法等の関係法令に基づき、法令遵守状況、経理や契約の適正性、業務内容の適正性など、機構の業務全般の監査を行い、監査の結果に基づき、必要に応じ、理事長又は機構に係る主務大臣に意見を提出することなどが求められている。このため、機構の監事は、このような監査業務を的確かつ厳格に遂行できる十分な能力を有していることが求められる。

監事となるべき者の選任に当たっては、機構に求められる機能や役割など様々な要因を総合的に判断した上で、任命権者である総務大臣が関係者の意見も踏まえつつ、選任したものである。

仲矢 徹氏は、総務省職員として、これまで、ICT産業の国際展開の推進や情報通信政策に関する総合的な調査・研究等の業務に携わっており、情報通信分野における幅広い専門知識を有しているとともに、地方職員共済組合の事務局長を務めており、組織のガバナンスについての経験・見識を有している。また、総務省所管の独立行政法人での勤務経験があり、独立行政法人の業務体制や内部規律等にも明るい。さらに、同氏は、中立性・公平性のもとに業務を遂行できる高い倫理観を有していることから、機構の監事として最適の人物であると考え、監事となるべき者として指名したところである。

国立研究開発法人情報通信研究機構の監事（非常勤）となるべき者の選任理由

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、情報通信分野における国の唯一の研究機関として、情報通信分野の基礎研究及び応用に資する研究開発、情報通信事業の支援等の業務を行う法人である。

当該機構にあって、監事のポストには、独立行政法人通則法等の関係法令に基づき、法令遵守状況、経理や契約の適正性、業務内容の適正性など、機構の業務全般の監査を行い、監査の結果に基づき、必要に応じ、理事長又は機構に係る主務大臣に意見を提出することなどが求められている。このため、機構の監事は、このような監査業務を的確かつ厳格に遂行できる十分な能力を有していることが求められる。

監事となるべき者の選任に当たっては、機構に求められる機能や役割など様々な要因を総合的に判断した上で、任命権者である総務大臣が関係者の意見も踏まえつつ、選任したものである。

土井 美和子氏は、これまで、総務省情報通信審議会の委員を務めており、情報通信分野について専門知識を有していることに加え、株式会社東芝研究開発センター首席技監として、研究開発に関する事務や技術的な視点等から事業を監督することに精通している。また、総務省独立行政法人評価委員会の委員の経験があり、独立行政法人制度や評価等にも詳しい。さらに、同氏は、中立性・公平性のもとに業務を遂行できる高い倫理観を有していることから、機構の監事として最適の人物であると考え、引き続き、監事となるべき者として指名したところである。